

## R 6. 8. 8 議員定数問題等調査特別委員会

弘田委員長 ただいまから、議員定数問題等調査特別委員会を開きます。  
 報告をいたします。明神委員から所用のため本日の委員会を欠席したい旨の連絡が入っております。  
 本日は、議員定数等に関する規定、これまでの議員定数に関する協議の経過及び議員定数問題等に関する検討課題等について御協議願うためお集まりをいただきました。  
 協議事項に入る前に、執行部職員の紹介をいたします。公職選挙法の規定等について御説明をいただくため、選挙管理委員会事務局の職員に出席していただいております。ここで、自己紹介をお願いいたします。

(選挙管理委員会伊良部書記長、自己紹介)

弘田委員長 それでは、お手元の協議事項の順に進めてまいりたいので、御協力願います。

### 1. 議員定数等に関する規定について

弘田委員長 初めに、議員定数等に関する規定についてであります。  
 最初に、地方自治法等の規定について、議事課長から説明をさせます。

飯田議事課長 議員定数等に関係する規定について御説明させていただきます。資料ナンバー1を御覧ください。公職選挙法に関する規定につきましては、この後、選挙管理委員会事務局から御説明いただきますので、私のほうからは地方自治法と高知県議会議員の定数に関する条例について御説明させていただきます。

まず、地方自治法第90条第1項の規定でございますが、都道府県議会の議員の定数は、条例で定めるとされております。かつては各県の人口に応じた上限値といったものが地方自治法に規定されておりましたけれども、法律の改正によりまして、その上限も撤廃され、議員の定数は、各地方自治体の自主的な判断に委ねられるとされております。

次のページを御覧ください。高知県議会の議員の定数並びに議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例でございます。先ほど申し上げました地方自治法の規定を受けまして制定しておりますのが、この条例でございます。第1条で、高知県議会の議員の定数を37人と定めると規定、第2条で、それぞれの選挙区と選挙区ごとの議員の数を規定しております。総定数や選挙区割り、選挙区別の定数を見直すこととなった場合は、この条例の改正が必要となってまいります。

説明は以上でございます。

弘田委員長 次に、公職選挙法等の規定について、選挙管理委員会事務局書記長から説明を受けたいと思います。

伊良部書記長 県選挙管理委員会でございます。よろしくお願いをいたします。  
 私からは、公職選挙法に規定されております都道府県議会議員選挙の選挙区の設定に関する現行制度について御説明をいたします。お手元資料ナンバー1、公職選挙法の抜粋部分を御参照いただければと思います。

地方公共団体の議会の議員の選挙区につきましては、公職選挙法第15条に規定をされております。

まず、選挙区の設定について御説明をいたします。原則でございます。第15条第1項によりまして、都道府県の議会の議員の選挙区は、「一の市の区域」、「一の市の区域と隣接する町村の区域を合わせた区域」、「隣接する町村の区域を合わせた区域」のいずれかによることを基本としまして、条例で定めることとされております。ここで「隣接する」とございますが、こちらは、飛び地になることなく、一まとまりになっていることを意味するものとされておまして、選挙区内の全ての市町村が互いに接し合っていることまでは必要とされているものではございません。

次に第2項では、その選挙区の人口を、都道府県人口を都道府県議会の議員定数で除して得た数、すなわち議員1人当たりの人口の半数以上になるようにしなければならないとされております。この選挙区の人口を議員1人当たり人口で割ったものを議員配当基数と申します。

続いて同項後段部分ですが、この場合におきまして、一の市の区域の人口が議員1人当たりの人口の半数に達しないとき、つまり議員配当基数が0.5未満の場合は、隣接する他の市町村の区域と合わせて1つの選挙区を設けるものとされておまして、これが強制合区と言われるものでございます。

次に第3項では、一の市の区域の人口が議員1人当たりの人口の半数以上であっても、議員1人当たりの人口に達しないとき、つまり議員配当基数が0.5以上1未満の場合は、隣接する他の市町村の区域と合わせて一選挙区を設けることができるとされております。これが任意合区と呼ばれるものでございます。

次に第4項では、町村の区域の取扱いを規定しております。町村においては、一の町村の区域でその議員配当基数が0.5以上である場合は、当該町村の区域をもって一選挙区とすることができるとされております。

次に第5項です。市町村の区域が衆議院小選挙区の区域により分断されている場合には、それぞれの区域を市町村の区域とみなすことができるという規定でございます。

1つ飛ばしまして第7項でございます。先ほど御説明しました、原則に基づいて選挙区を設定する場合や、強制合区、任意合区などにより選挙区を設定する場合に当たっては、行政区画や衆議院小選挙区選出議員選挙の選挙区、地勢、交通などの事情を総合的に考慮し、合理的に行わなければならないと規定をされております。

最後に第8項です。都道府県議会議員の定数は、条例で定めること。各選挙区における議員の定数については、人口に比例して定めなければならないこと。また、ただし書としまして、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができると規定をされております。

次に、ただいま御説明した選挙区設定のルールを図を使って御説明をいたします。資料ナンバー2-1を御参照をお願いいたします。

まず、市に関するルールでございます。左上、基本ルールは、一の市の区域、選挙区における議員配当基数は0.5以上であること。また、市同士の合区のルールは、市は、議員配当基数が1未満でないとき、隣接する

市とは合区できない。したがって、白星のところですが、1つの選挙区に、議員配当基数1以上の市は1つまでということになります。

図により順番に御説明をいたします。なお、丸の中の数字が議員配当基数でございます。まず、①原則ですが、市は原則として単独で選挙区を構成するというようになります。次に②の強制合区です。配当基数が0.5未満の市は、隣接する市町村と合区をしなければなりません。次に③任意合区です。配当基数が0.5以上1未満の市は、隣接する市町村と必要に応じて任意で合区できます。

以上が市に関する基本的なルールでございますが、実際の組合せについて、下段の合区的具体例で御説明をいたします。

左下、(1)の図を御覧ください。A市・B市・C市で1つの選挙区を構成できないと記載しておりますが、B市は、配当基数が0.4であり0.5未満でございますので、強制合区をしなければなりません。この図のように、A市とC市はともに配当基数が1以上ですので、合区できるのはいずれか1つの市のみとなります。したがって、A市からC市までの3市で1つの選挙区を構成することはできないということになります。

次に、右の(2)の図を御覧ください。配当基数が1以上の市が1つだけであれば、配当基数1未満の市とは幾らでも合区が可能であるということを示したものでございます。この図では、配当基数が1未満のA市からC市と1以上のD市について示しておりますが、この場合の組合せとしましては、右の(ア)のところに記載をしておりますが、配当基数が1未満の市は隣接する市町村と合区できるということになっております。このため、A市はB市と、B市はA市またはC市と、C市はB市またはD市と合区をすることができます。また、(イ)に記載をしておりますが、合区を複数、同時に行った結果、直接隣接していない市町村が数珠つなぎに合区をして、同じ選挙区を構成することは可能となっております。これによりまして、A市からC市の選挙区や、A市からD市までの選挙区を形成することも可能となっております。

以上が市に関するルールでございます。

次のページにお移りをいただきまして、続きまして町村に関するルールでございます。町村に関する基本ルールとしましては、隣接する町村の区域を合わせた区域であること。それから、一の町村の配当基数が0.5以上であれば、町村単独での選挙区の設定も可能であること。また、選挙区における配当基数は0.5以上であることとなっております。また、町村同士の合区のルールとしましては、隣接する町村は配当基数が1以上であっても自由に合区することが可能であること。また、郡が異なっている場合でも自由に合区が可能であるということでございます。

続いて、右の原則の図を御覧ください。原則としましては、隣接する町村と自由に選挙区を構成できるということになります。

次に右上の図ですが、注意事項としまして米印で記載をしておりますが、隣接していない町村、飛び地は合区できません。ただし書は、平成27年に法改正があった際の経過措置でございます。

以上が町村に関するルールでございます。

最後に、市と町村に関するルールでございます。資料5ページを御参

照ください。まず、基本のルールとしまして、一の市の区域と隣接する町村の区域を合わせた区域で選挙区を構成することができること。それから、選挙区の配当基数は0.5以上であることとなっております。また、市と町村の合区のルールとしましては、1つの選挙区には、配当基数1以上の市は1つまでとなります。

右の合区的具体例の(1)の図ですが、この図は配当基数が1以上の市と、町村が隣接している場合について表しております。この場合、X町は、隣接しているA市またはB市のいずれかと合区をすることができます。また、Y村は、同じく隣接しているB市またはC市のいずれかと合区をすることができます。なお、A市、B市、C市はいずれも基数が1以上ですので、同一の選挙区は構成できません。このほか、X町とB市、Y村とB市が合区することができますので、この場合、最大でX町、B市、Y村が1つの選挙区を構成することが可能となります。

次に左下、(2)の図ですが、先ほどの(1)の図と異なる箇所は、A市の配当基数が0.8と、1未満であるというところです。この場合、X町は、隣接しているA市またはB市のいずれかと合区をすることができます。また、Y村は、同じく隣接しているB市またはC市のいずれかと合区をすることができます。ここまでは(1)と同じですが、このパターンに加えまして、X町につきましては、A市の配当基数が1未満であることによりまして、A市及びB市とで1つの選挙区を構成することができるということになります。また、最大で、A市からY村までの4団体で1つの選挙区を構成することが可能となります。なお、B市とC市は配当基数がともに1以上でございますので、同じ選挙区を構成することはできません。

最後に(3)の図でございます。この場合は、配当基数1以上の団体がC市のみとなっております。この場合、最大でA市からC市までの5団体が1つの選挙区を構成することが可能となります。また、この場合におきましては、隣接している団体、一連でつながっている団体であれば、自由に組み合わせることが可能となります。

1ページ、資料ナンバー1にお戻りをいただければと思います。最後に一番下のところ、法の第271条ですが、特例選挙区としまして、昭和41年1月1日現在で設置されている選挙区につきましては、当該選挙区における人口が議員1人当たり人口の半数に達しなくなった場合、つまり配当基数が0.5未満となった場合におきましても、当分の間、選挙区を設けることができるという特例を定めたものとなっております。この規程は、昭和41年1月1日にあった選挙区から現在も変わっていない場合には適用できるということになってございます。

なお、資料ナンバー2-2、6ページには、現行の選挙区の地図を添付しておりますので御活用いただければと存じます。

私からの説明は以上でございます。

弘田委員長

ただいま説明がありました各規定について、何か質問はございませんか。

橋本委員

その第271条の選挙区は、高知県ではどこですか。

## R 6. 8. 8 議員定数問題等調査特別委員会

- 伊良部書記長 考えられますのが、ちょっと口頭で列挙申し上げさせていただきますけれども、室戸市・東洋町選挙区、安芸市・芸西村選挙区、南国市選挙区、土佐市選挙区、須崎市選挙区、最後に奈半利町・田野町・安田町・北川村・馬路村選挙区でございます。
- 橋本委員 分かりました。ありがとうございます。
- 弘田委員長 ほかに。
- 武石委員 ちょっと参考までに。5ページの図で説明いただいた分ですけど、これ配当基数0.5超えるかどうかということですけど、この定数の考え方ですよね。合区にした場合に、例えば5ページの(3)でいくと、X町とA市、0.8が合区になった場合に、定数、それまでのX町が1人だったところが減ったりですよね。それはどういうふうに判断していくんですか。そこでやっぱり配当基数を計算して定数をはじき出す。そういう考え方ですかね。
- 伊良部書記長 おっしゃるとおりでございます。改めて考え直すということになります。
- 武石委員 考え直すということですね。逆に配当基数から考えて増やさなくちゃならんよねというケースもあると思うんですけどね。これまでもあつてきましたけどね。そこに対する考え方というのはどんな。何か法律の根拠とかあるんですか。
- 伊良部書記長 法律の根拠自体、明確にこれぐらいなければいけないというのはないんですけども、判決の積み重ねでおおむねの目安というのは示されているところではございます。明確にこの数字って、なかなかすみません、私から申し上げることは難しいんですけども、過去の判例からすると、その選挙区当たりの差というものがおおむね3倍前後出てくると違法といいたいでしょうか、そういったことになる可能性があるというところがございます。ただ、こちらも十分に検討をなされた結果ということであつたら、それは3倍を超えていてもそこは大丈夫といったような判例もございしますので、明確にその線引きを超えたからといって駄目になるということは現状、制度としてはないというところがございます。
- 武石委員 分かりました。そういったことを基本に検討したいと思います。
- 弘田委員長 ほかにありませんか。
- (なし)

### 2. これまでの議員定数に関する協議の経過について

- 弘田委員長 次に、これまでの議員定数に関する協議の経過についてであります。このことについて、議事課長に説明をさせます。

飯田議事課長

それでは、資料ナンバー3を御覧ください。

これまでの経過についてちょっと振り返っていただきたいと思えます。これまでの特別委員会の報告書から背景、それから見直し結果、そしてその理由ということで、「これまでの議員定数に関する協議の経過」としまして資料を取りまとめましたので、御説明させていただきます。

公職選挙法では人口比例によることが原則ですので、高知県議会議員の定数、選挙区別定数等につきましては、これまでも国勢調査の結果などを受けまして、その都度、原則に基づいて見直しが行われてきました。

まず一番上の欄、平成7年の国勢調査による見直しでございます。人口比例の原則によって試算を行いますと、左の背景の欄でございますとおり、当時の議員定数と比較しまして高知市が1増となりました。横の括弧書きにつきましては、その1増の状況が昭和60年の国勢調査から続いていることをお示ししております。次に室戸市・東洋町が1減となり、さらに平成2年に続いて安芸市・芸西村との人口逆転が続いている。つまり2人区の選挙区の人口が1人区の選挙区の人口よりも少ないという人口逆転が発生しております。そして須崎市が初めて1減、吾川郡が初めて1増となりました。

これを受けました協議の結果、中央の欄、見直しの結果のところでございますが、総定数につきましては、1人削減して41人とし、選挙区別定数については、室戸市・東洋町は1減、そのほかにつきましてはただし書の適用で現行どおりとされております。その下の米印にありますように、定数を1人減したことによりまして、改めて試算し直しますと、高岡郡が新たに1減となりましたけれども、このときはただし書を適用しまして現行どおりとしております。また、破線の下に記載しておりますが、このときに三原村からの申出によりまして、それまでの土佐清水市・三原村選挙区を土佐清水市単独選挙区、そして宿毛市・大月町・三原村選挙区というふうに組替えを行っております。

右の欄の理由のところですが、総定数につきましては、地方行財政改革が求められる中におきまして、議員定数の削減を行って議会の姿勢を示していくことは必要である。そして選挙区別定数につきましては、室戸市・東洋町は昭和60年から1減の状況であり、平成2年には人口逆転現象も起き、平成7年の国調でも人口の減少傾向に歯止めがかからないため、1減とするとされております。

次にその下、平成12年の国調による見直しでございます。背景ですけれども、高知市が2増へと拡大し、須崎市、高岡郡が1減。土佐郡が初めて強制合区の対象となりました。

これを受けた見直しの結果、総定数及び選挙区別定数ともに現行どおりとしております。

理由としましては、土佐郡につきましては、初めて強制合区になったこと、また議員の職責を考えれば、そのとき進んでおりました市町村合併の結果を見てから見直すべきとされ、先ほどの御説明もありました、公職選挙法第271条の強制合区の特例を使いまして現行どおりとしております。

次のページを御覧ください。平成15年の特別委員会の議論ですが、こ

のときは市町村合併を受けて、次の選挙において合併特例法を適用するか否かについて議論したものでありまして、次の一般選挙には合併特例法を適用しないことが決められました。

その下、平成17年の国勢調査による見直しでございます。背景にありますとおり、高知市が2増、南国市が初めて1増、また土佐市が初めて1減となり、さらに香美市との人口逆転現象が生じておりました。そして、須崎市、高岡郡が1減となり、土佐郡が平成12年に続き強制合区の対象となりました。

これを受けた見直しの結果としまして、総定数を2人削減して39人とし、選挙区別定数では、須崎市を1減として、土佐郡は長岡郡と合区した上で1減という形になりました。そのほかはただし書を適用して現行どおりとされております。

主な理由としましては、まず基本的な考え方として、定数削減の方向は避けられず、選挙区ごとの定数も増やさないということで、総定数を2人減。その上で、須崎市は過去2回ただし書を適用した経過がありますので、それを踏まえて減としております。なお、米印にございますように、土佐市と香美市の人口逆転がそのとき起こっておりましたが、これにつきましては、定数3の香美郡が町村合併で香南市と香美市に分かれたという背景がございましたので、香美市を2人にしてしまいますと、元の香美郡の選挙区の定数3人が合計4人に増える結果となるため、選挙区別定数を増員しないという基本の考え方を基に、香美市は1人とすることとされております。

次のページを御覧ください。平成22年における国勢調査によりまして、平成25年の特別委員会の議論でございます。背景としまして、高知市が2増、土佐市が1減で、平成17年に続き香美市との逆転現象が起こっております。高岡郡は1減となりました。

これを受けた見直しの結果、まず総定数は2人削減して37人に。そして土佐市及び高岡郡を1減とし、そのほかはただし書を適用して現行どおりとされております。なお、米印にありますとおり、総定数を2人削減しました37人で、人口比例によりまして試算をし直しますと、高知市を据え置いた2人分が、配当基数の端数の多い順の吾川郡選挙区と宿毛・大月・三原選挙区にただし書を適用して配分するという結果となっております。

それらの理由としましては、総定数につきましては、県人口の減少、市町村議会議員の削減が行われる状況にあつて、議員定数の削減は避けられない。また、各選挙区定数の見直しと関連して削減を考えていくべきとされました。選挙区別定数では、まず土佐市、高岡郡は激変緩和措置である役目を果たしたと考えられ、人口比例に戻す時期であるということ。また、土佐市の逆転現象は解消すべきであるということが理由となっております。

次に平成27年の国勢調査における見直しでございます。背景としまして、高知市が2増、宿毛市・大月町・三原村及び吾川郡が1減となりました。

これを受けた見直しの結果、総定数及び選挙区別定数とも現行どおりとされました。このときに、高岡郡は面積が広大で生活圏も分かれてい

るといった理由から、川筋での分区が行われております。

次のページを御覧ください。令和2年の国勢調査を受けました、前回令和3年の特別委員会の議論でございます。背景としまして、高知市が2増、宿毛市・大月町・三原村及び吾川郡が1減となり、逆転現象も生じておりました。

これを受けた見直しの結果、総定数及び選挙区別定数いずれも現行どおりとされました。

その理由としましては、総定数につきましては、これ以上削減すると常任委員会での議論が深まらない、また参議院議員選挙におきます合区解消の意見書としまして、人口基準で議員定数を決定するのであれば地方選出国會議員は減少していき、地域の民意が国政に届かなくなると訴えている現状との整合性から、高知県議會議員の定数についてもこのまま維持する。また、選挙区別定数につきましては、高知市は、中山間地域等の声を県政に届けるといふ議会の姿勢を体现するために、また中核市であり現在の定数が定着しているという理由から、現行の定数で据え置いております。また、宿毛市・大月町・三原村と吾川郡は、基礎自治体と県庁とのつなぎ役としての議員の役割は重大で、そういったことを考えると、複数の市町村で構成されている選挙区は大切にすべきだ。そして県庁所在地からの距離や面積、そういったことも総合的に考えるべきであると。人口逆転は課題でありますけれども、一度の調査結果で直ちに見直すのではなく、一旦人口の動態を見るべきである等の理由によりまして、このときはただし書適用により現行どおりとされております。

以上が、これまでの特別委員会での協議の結果でございます。

一番下の欄ですけれども、この後詳しく御説明いたしますが、今回、令和6年6月の推計人口によります試算結果を記載しております。人口比例の原則に沿って試算した配当定数を、現在の条例定数と比較してみますと、高知市が3増に拡大いたしました。そして、宿毛市・大月町・三原村が1減となり、さらに令和2年に引き続き、香美市、土佐市との逆転現象が起こっております。吾川郡も1減となり、さらに今回は香美市のほかにも土佐市との人口逆転が起きております。また、高岡郡を分区いたしました中土佐町・梶原町・津野町・四万十町の選挙区が初めて1減となっております。なお、今回の国勢調査は、令和7年10月に行われますけれども、その確定値を待っておりますと、十分な周知期間を取ることができなくなってしまいます。そのため、国勢調査の速報値に基づいて御判断いただくことになりかと思えます。それまでは、推計人口に基づく試算を基に御検討いただくこととなりますので、御了承願います。ちなみに、平成17年の国勢調査を基にした検討の際も同様の状況でございました。

説明は以上でございます。

弘田委員長

何か質問はございませんか。

武石委員

この推計人口と速報値の誤差といいますかね。それをどう、これまで振り返っても深刻な誤差はないと判断…。

飯田議事課長 前回令和2年の国調では、69万1,527人で行いました。速報値は69万2,065人で行いました。その直前の9月の推計人口が69万1,923人で行いましたので、あまり大きな影響は出ないのではないかと考えております。

武石委員 分かりました。

弘田委員長 ほかにありませんか。

(なし)

### 3. 議員定数問題等に関する課題について

弘田委員長 ないようですので、次に議員定数問題等に関する課題についてであります。このことについて資料を作成しておりますので、議事課長に説明をさせます。

飯田議事課長 引き続き、事務局で整理をいたしました課題についての御説明をさせていただきます。

初めに、令和6年6月の推計人口に基づいた試算についてでございます。先ほども申し上げましたが、今回、国勢調査が令和7年10月に行われますので、速報値が出るまでは推計人口に基づく試算ということで、今回は直近の令和6年6月の試算を確認しながらやっていくこととしております。

それでは、資料ナンバー4でございますけれども、直近の推計人口を基に試算した表でございます。表の一番左側は選挙区、続いて市町村名、そして市町村人口、それから選挙区人口を記載しております。

その右に配当基数というものがございます。配当基数は、各選挙区の人口を議員1人当たりの人口で割ったものでございます。議員1人当たりの人口につきましては、この表の欄外に記載しておりますけれども、県総人口を議員定数の37で割ったもので、計算しますと1万7,798.5人となりました。この配当基数の欄ですけれども、各選挙区へ配分する人数の基礎となるものでございます。小数点以下3桁まで算出して記載しております。

この配当基数の横に配当定数の欄がございます。ここで各選挙区に、人口比例の原則により、定数を割り振ってまいります。まず、配当基数の整数の部分为基础配当としまして配分をしていきます。選挙区の配当基数が1に満たない選挙区につきましては、基礎配当としまして1を配分しております。こうして配分してまいりますと、高知市の17から始まりまして、合計34人分が配分できました。次に総定数37人との差が3人となりますので、この3をどこに配分していくかということになります。これは配当基数が1以上の選挙区につきまして、小数点以下の数字が大きい順に1を配分していくこととなります。調整配当の順位という欄に、小数点以下の大きな順番に順位を記載しております。白抜きで記載しております①の香南市が小数点以下0.785と、最も大きくなっております。

次いで②の四万十市が0.736。③の高知市が0.698と大きくなっておりま  
すので、この3つの選挙区に調整数として1を配分いたします。これで  
37人分が配分できたこととなりましたので、その結果を配当定数の計と  
しましてBの欄に記載しております。これが人口比例の原則に基づきま  
して機械的に割り振られました配当定数でございます。

その配当定数を、その横の黄色の網かけのC欄に記載しております現  
行の条例定数と比較いたしますと、その横にあります配当定数と現条例  
定数の差という欄でございますとおり、高知市が3増となります。そし  
て宿毛市・大月町・三原村、それから吾川郡、そして中土佐町・梶原町・  
津野町・四万十町の選挙区がそれぞれ1減となりまして、3増3減とい  
う結果になっております。

試算表の右のほうは、議員1人当たりの人口、また議員1人当たり人  
口の較差という欄を設けております。それぞれ、現在の条例定数で比較  
した場合どうなるのか、配当定数で比較した場合はどうなるのかとい  
ことを示しております。このうち、議員1人当たりの人口較差を御覧い  
ただきたいと思えます。こちらは、いわゆる1票の格差を示したもので  
ございます。選挙区人口が最も少ない選挙区を1として比較したもので  
ございます。今回、議員1人当たりの人口が最も少なかったのは、奈半  
利町・田野町・安田町・北川村・馬路村の選挙区で8,978人ございま  
すので、この選挙区を1としまして比較をしております。この数字が大き  
いほど格差が開いているということになります。現在、配当しました定  
数で比較をしますと、格差が最も大きくなってきますのは、中土佐町・  
梶原町・津野町・四万十町の3.063倍。続いて香美市の2.825倍。次に土  
佐市の2.770倍となっております。

試算表の説明は以上でございます。

続きまして、資料ナンバー5を御覧いただきたいと思えます。先ほど  
の試算の結果も踏まえまして一覧表にしております。大きく分けまして  
3つ。議員定数、それから選挙区、そして選挙区別議員定数と分けてお  
ります。

まず、1つ目の議員定数ですが、条例で定めております、現在の37人  
の議員定数をどうしていくかという検討になるかと思えます。

次に、2つ目の選挙区ですが、まず、選挙区の構成は、かつての郡の  
縛りがなくなっておりますので、先ほど御説明がありましたとおり、①  
1つの市の区域、②1つの市と隣接する町村の区域、③隣接する町村の  
区域を原則として御検討いただくこととなります。

次に、いわゆる強制合区であります。配当基数が0.5未満となる選挙区  
は、隣接する市町村と合区しなければならないとなっております。現在の  
試算では、これに該当する選挙区はございませんが、参考といたしま  
して、奈半利町・田野町・安田町・北川村・馬路村選挙区につきまして  
は0.504。黒潮町選挙区につきましては0.526となっております。今後の  
推移を見ていく必要があるかと思えます。参考といたしまして、先ほ  
ど御質問もございましたが、公職選挙法第271条の強制合区の特例適用で  
きる選挙区をこちらにお示しをしております。奈半利町・田野町・安田  
町・北川村・馬路村は現在0.5に近づいておりますが、この特例の選挙区  
が適用可能な選挙区となっております。

次に、任意合区でございます。一つの市の配当基数が0.5以上1未満の場合は、隣接する市町村と合区することができることとなっております。

次に、町村単独の選挙区でございます。一つの町村の配当基数が0.5以上である場合は、単独で選挙区とすることができるとされておまして、現在、該当いたします選挙区は、黒潮町選挙区となっております。

次に、衆議院小選挙区特例でございます。一つの市町村が衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区により分かれている場合には、分かれた区域をそれぞれ市町村の区域とみなすことができるとされており、高知市が該当しておりますけれども、現在は分区をいたしておりません。

次に、選挙区の設定につきましては、行政区画、衆議院議員の選挙区、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して、合理的に行わなければならないとされておりますので、選挙区を検討する際には考慮いただく必要がございます。

最後に、選挙区別議員定数でございます。公職選挙法第15条8項の規定では、人口比例を原則としておりますが、「ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定数を定めることができる」とされております。先ほどの配当定数の試算では、高知市が3増、宿毛市・大月町・三原村が1減、人口逆転も起こっております。吾川郡も1減となり、人口逆転が起きております。また、中土佐町・梶原町・津野町・四万十町が1減となっております。こういった背景を踏まえまして、ただし書をどう適用していくかということも検討の対象になろうかと考えております。

それぞれの課題を踏まえまして、今後、各党派で御協議いただきまして、議員定数、そして選挙区及び選挙区別議員定数について御検討いただくことになろうかと思っております。

説明は以上でございます。

弘田委員長

ただいま議事課長から議員定数問題等に関する課題について説明がございましたが、資料についての質問がございましたら、どうぞ。

武石委員

資料についてということでもないですけど、さっきもお聞きしたように、推計値の誤差という意味でいうと、今御説明いただいた奈半利町・田野町・安田町・北川村・馬路村、いわゆる安芸郡、これ0.504という、非常に微妙なところにあるわけですけどね。だから、この数字を前提に考えて、実際の数字で終わって見たら0.5を切ったとなると、これまた委員会の審議に大きな影響も与えるわけやし、けどそれをどうなんだと今言うても分からん話やけど、だからその精度といいますかね。そこのそれを前提に、この数字を前提に議論して大丈夫やろうかね。

飯田議事課長

おっしゃるとおり、誤差というのは必ず出てきます。今の時点で、どれほどの誤差になるのかということは予想ができませんので、随時、最新の推計人口で試算をさせていただきましてお示しさせていただきます。それによりまして、速報値で0.5を切る可能性もございますので、そういったことを先を見据えて御議論をいただくことにはなろうかと思っておりますけれども、最終的には速報値、それを見て、もう一度、微調整の御

検討いただくことになろうかと考えております。

武石委員

それがほら、もう微調整という言葉が当たらんぐらい大きな影響やから。けど今、心配してもしゃあないけどよね。それはそのときになって考えるとして、考え方は分かりました。

私は基本姿勢として人口が少ないから定数減していいとかいうような立場には立ちたくない。県民の声がやっぱりスムーズに県の政策に反映されるように、議員の配当定数はあるべきだというふうな姿勢でこの委員会に臨みたいと思います。

それから今御説明あったように、会派へ持ち帰ってまた協議もさせていただきますが、一つだけですね。その表記の仕方。例えば、私の選挙区、町じゃないですか。中土佐町・梶原町・津野町・四万十町とか。これ新聞の表記なんかは、この場合は高岡郡西とかいう表記の仕方もありますけど、いののほうもそうですよね。吾川郡ということじゃなくて、市町村名で表現されてますけど、その表記の仕方というのはどう考えたらいいいんですかね。

飯田議事課長

現在、私が説明で使わせていただいております選挙区名につきましては、冒頭御説明させていただきました条例に規定しております正式な名称が今現在それぞれの町村名を挙げて選挙区名としております。吾川郡につきましては吾川郡選挙区としております。高岡郡につきましては、分区する際に、今回この選挙区をどういう名称にするかという議論を特別委員会でしていただいたときに、この町村名を列挙した選挙区となりましたので、この特別委員会の場ではこちらの名称を使わせていただいておりますが、報道等では、県民の方に分かりやすいように略称を使われているのではないかと考えております。

武石委員

正式としてはこれと、こういうことですね。分かりました。

西内委員

参考に、もし御存じだったら教えてもらって。その配当基数の前の議論のときの数値なんていうのは分かりますかね。どんなふうな変動があったのか。

飯田議事課長

前回の委員会のときにも、前回の報告書を資料として出させていただいております。そのときの試算表、令和2年の国勢調査の確定値による試算表をつけております。それによりますと、そのときは配当定数は、高知市2減、吾川郡それから三原村等の選挙区が1減という形になっておりましたので…。

西内委員

配当基数。

飯田議事課長

配当基数、すみません。そのときのどちらの選挙区の基数。

西内委員

全体の配当基数を。

## R 6. 8. 8 議員定数問題等調査特別委員会

- 塚地委員 一覽もらったらいいいんじゃない。
- 西内委員 直近で知りたかったのは実は奈半利町とか田野町とかなんですけど、もし構わなかったら、自分もデータ見たらあるとは思うんですけど、一覽でもらいたい。
- 飯田議事課長 すみません。このペーパーレス会議システムにも前回の特別委員会の資料のところには収めさせていただいております。具体的に言いますと、奈半利町のほうの選挙区が前回の国勢調査のときには0.524ということで数字になっております。
- 武石委員 もう一つ確認しておきたいですけど、その逆転現象ですよ。これについては、どのように我々が判断していくべきなのか。何か法的根拠でもあるんやったら、ちょっと選挙管理委員会とか、そのあたりどう判断すればいいのかですね。何か根拠になるものがあったりしますかね。
- 伊良部書記長 ありがとうございます。資料ナンバー1の公職選挙法の規定のところになりますけれども、根拠規定といたしましては、第15条第8項のところでございます。過去の委員会の場でも御審議をいただきまして、ただし書を適用というところの記載ございましたが、この「ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる」ということとございまして、ここはまさに御議論いただくところかなというふうに思っております。これ以上に事細かに定めたものというのはございませんので、この規定を基に御議論いただくということになるかと思っております。
- 武石委員 非常に解釈ができそうな条文だと思うんですけど、判例とかそういうものは別はないんですか。
- 伊良部書記長 ありがとうございます。そこは先ほど簡単に触れさせていただいたんですけど、資料ナンバー4、11ページのところで、議事課のほうからお出ししている資料がありましたけれども、こちらに書いてございまして、右から2番目の列の議員1人当たり人口較差というところが幾つか判例として表されているところがございます。先ほど3倍前後というところが一つの目安ということは申し上げましたけれども、各都道府県において、先ほどの第8項のただし書というところを考慮して、本当に議論を尽くしたということであれば、その3倍を超えても特に違法ではないというところの判決もございまして。けれども、逆に言うと、そこまであまり詰めた議論といたしまししょうか、議論がなされなかったと裁判所が判断した場合には、3を切っけていても違法であるというふうに判断される所はございますので、なかなかちょっとその基準といたしまししょうか、それは本当、個別個別の事情を積み上げということになってこようかと思っておりますが、一つそのあたりは基準といたしまししょうか目安になる所はあるかなとは思っております。

- 武石委員 分かりました。
- 塚地委員 ありがとうございました。  
今、この試算表で見たときに、奈半利町以下この5町村が基本的には1の基本の数になっているわけなんですけど、もしこれが強制合区ということになった場合は、そもそもどこがその1、基本の選挙区になるのか、1という基礎数の。そういう想定というのは考えられるもんなんですよかね。ここが一番少ないので1になりますよね。県民人口で定数で割った場合、今は一番少ないのでここが1で、それ以上のところに配当が決まっていくわけなんですけど、強制合区になった場合は、これが変わってくる可能性があるわけでしょう。そこの部分はどういうふうに想定がされるのでしょうか。
- 飯田議事課長 強制合区になりまして、どちらかの隣接する選挙区と合区しました場合には、再度試算をし直しまして、そのほかの一番少ない人口の選挙区が今度は1とみなされまして、それで試算、格差を比較することとなります。もし、特例を適用しまして、強制合区せずにこのまま置くということになりますと、配当基数は0.5未満になりますので、ここを1としまして、人口1人当たりの格差が計算しますと少し変わってくるという形にはなってくると思います。
- 塚地委員 だから、ここを特例で置くというのを基本にするのか、ここが強制合区の可能性が出てきて、可能性が大きくて、他の選挙区と強制合区になった場合は、本当に基礎配当の分が全く変わってくるということになるので、そこの部分は、これからの選挙区全体を考える上で、大きな変化だと思うんですよね。なのでちょっとそこは、先ほど武石委員が大変微妙なんだけど大きな問題っておっしゃったのはそういうことだろうなあとも思うので、そこも考慮した上で私たちは検討していく必要があるかなとは思っています。
- 飯田議事課長 一番右端の人口の較差を比較する際の参考資料としましては、奈半利を合区するというのを考えた場合に、数字が大きく変わってまいりますので、そこは考慮していく必要があると思います。ただ、選挙区ごとの配当基数につきましては、議員1人当たりの人口で算定しておりますので、そこの他の選挙区の配当基数が大きく変わってくるということはないと思っております。
- 塚地委員 分かりました。
- 弘田委員長 ほかにありませんか。  
  
(なし)

#### 4. 今後の委員会の進め方等について

##### (1) 結論を出す時期

弘田委員長

次に、今後の委員会の進め方等についてであります。  
まず、結論を出す時期についてであります。資料6を御覧ください。  
次の一般選挙は令和9年4月であります。  
県民への周知期間も必要でありますので、来年の国勢調査の速報値が公表される時期にもよりますが、令和8年6月定例会には、本委員会としての結論を出すことをめどとしてはと存じますけど、いかがでございましょうか。

(異議なし)

弘田委員長

それでは、さよう決めます。

## (2) 調査検討の基本的な考え方

弘田委員長

次に、調査検討の基本的な考え方についてであります。先ほど議事課長から説明のありました課題についてであります。資料5にあります議員定数、選挙区及び選挙区別議員定数についての課題は、相互に関連しております。このことから、今後調査検討を進めるに当たっては、議員定数、選挙区及び選挙区別議員定数は併せて協議していくということで御了承願います。

(了 承)

弘田委員長

また、課題に対する考え方につきましては、今後の調査検討の進め方と併せて、一旦会派に持ち帰っていただきたいと存じます。  
各委員におかれましては、本日の説明及び前回の特別委員会の申し送りの踏まえ、次回委員会までに会派の考え方を取りまとめていただいた上で、次回以降の委員会で御協議を願いたいと存じますので、御了承願います。よろしいですかね。

武石委員

1点。すみません。あんまり負担かけたらいかんけど、可能であればですけど、高知県のように県土が東西に長い、広い県土で、中山間地域が多い他県の事例といいますかね。主立ったものでいいですけど、詳細のことは言いませんけど、何かこう、本県ではこういう考え方でやるとかですよね。他県の参考になるような事例があれば、あればいいですけど、参考までにとするんですけど。

飯田議事課長

高知県に近い状況の都道府県ということで、こういった資料がお示しできるかはちょっと検討したいと思いますが、全国都道府県議会議長会が調査しております、選挙区に特化した調査結果がございまして。そういったものも皆さんに見ていただきながら御検討いただけたらと考えております。よろしく申し上げます。

武石委員

お願いします。

橋本委員

それはいつ出るが。

飯田議事課長 すぐ手元にございますので、また会派のほうにお回しさせていただきたいと思ひます、全国都道府県議会議長会の資料につきましては。

弘田委員長 ということによろしいですかね。

(異議なし)

弘田委員長 それでは、次回の委員会ではそれぞれの会派の御意見をお伺ひすることといたしますので、よろしくお願ひいたします。

## 5. その他

### (1) 次回開催日について

弘田委員長 次に、その他といたしまして、次回の委員会開催日についてであります。

先ほど申し上げましたとおり、次回の委員会までにそれぞれの会派で検討課題についての考え方を御協議いただく必要があります。

つきましては、会派の御都合や御意見をお伺ひした上で次回の開催日を決定したいと存じますが、まず、資料7に9月、10月の日程表をお配りしておりますので御覧ください。

皆様には、9月議会の会期中に会派の意見を取りまとめていただきたいと存じます。

また、閉会日の午後には、防災訓練が予定されていることから、案として、その次の週、10月15日から18日の間で開催したいと存じますが、御都合はいかがでしょうか。

西内委員 17日、18日が競馬組合で出張です。

弘田委員長 17日、18日が駄目。

今決めましょうか。10月15日から18日の間。17日、18日が競馬の議会があるんで抜ける方がおるんでこれは避けたいということ。今残ってるのが15日、16日。15日、16日で駄目な人がおれば。

塚地委員 16日だとありがたいです。

弘田委員長 誰か委員で15日、16日駄目な人はおりませんか。大丈夫。じゃあ16日がいいということですから、希望があった16日ということで構いませんかね。

武石委員 次の委員会の内容は会派での意見反映して、それぞれの…。

弘田委員長 ですから、次の16日までに会派の意見をまとめて、それぞれ言ってもらおうというふうな流れになろうかと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

#### R 6 . 8 . 8 議員定数問題等調査特別委員会

塚地委員	こういうことを検討してほしいというようなことを持ち寄ってほしいということよね。
西森(雅)副 委員長	人口も確定して行って決まっていくということになるんで、どのあたりのものを持ち寄ってくる…。
岡田(芳)委 員	課題に沿ってやるのか、もっと広い意味でやるのかということですよ ね。
弘田委員長	次回は本当に広い意味じゃないと、細かなところまで詰めることにな らんと思うので、そこら辺を考慮して会派で詰めちよっていただいたら。 それでは、次の委員会は10月16日10時から開催することといたします。 以上で、本日の議員定数問題等調査特別委員会を終わります。